

令和4年度2月 第11回 あま市農業委員会総会議事録

開催日時 令和5年2月28日（火） 午前10時00分 ～ 午前10時20分

開催場所 あま市七宝産業会館 2階 大会議室

出席者

農 業 委 員 会 委 員			農地利用最適化推進委員		
議席番号	氏 名	出欠	番 号	氏 名	出欠
1	玉谷 尚登	出席	推 1	平尾 正敏	出席
2	近藤 善成	出席	推 2	小坂井 佳雄	出席
3	菱田 茂	出席	推 3	宇佐美 雅仁	出席
4	加藤 勝	出席	推 4	近藤 哲夫	出席
5	伊藤 幸夫	出席	推 5	林 和夫	出席
6	笹野 明美	出席	推 6	花木 清	出席
7	近藤 美奈子	出席	推 7	宮地 浩司	出席
8	木村 治彦	出席	推 8	久保田 幸司	出席
9	三輪 光雄	出席	推 9	足立 國雄	出席
10	山田 武彦	出席			
11	横井 幸一	出席			
12	鈴木 良法	出席			
13	近藤 吉美	出席			
14	石原 勇	出席			

議案説明及び会議に職務の為出席した者

職 名	氏 名	職 名	氏 名
局 長	今枝 勲男	書 記	井上 清彦
書 記	堀田 裕樹		伊藤 秀樹
			吉田 仁美

傍 聴 人 なし

提 出 議 案

日程第 1	議事録署名委員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	議案第 3 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 4	議案第 3 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 5	議案第 3 5 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について
日程第 6	報告第 3 4 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について
	報告第 3 5 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
	報告第 3 6 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について
	報告第 3 7 号 買受適格証明願について
	報告第 3 8 号 農地改良届について
	報告第 3 9 号 賃借料情報について

議 長 本日の出席につきましては、農業委員の出席数は14人、推進委員の出席数は9人です。

定足数に達していますので、令和4年度2月あま市農業委員会総会を開会します。

本日の議案日程はお手元に配布のとおりです。

議 長 日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。

10番山田武彦委員及び12番鈴木良法委員を指名します。

議 長 日程第2「会期の決定」を議題とします。

本総会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって本総会の会期は、本日1日限りと決定しました。

議 長 日程第3 議案第33号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 (説 明)

議案第33号について説明いたします。

1番につきまして説明いたします。

参考資料は1～4ページです。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は二ツ寺揚山、鬼田、上長地内の田の所有権移転による経営拡大となっております。

つづきまして、2番について説明いたします。

参考資料は5～6ページです。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は七宝町桂郷内地内の田の所有権移転による経営拡大となっております。

以上、譲受人等の経営農地に不法転用は無く、営農計画等も特に問題等はありませんでした。

また、下限面積等の要件も満たしております。

こちらにつきましては、2月22日に玉谷委員と久保田委員と事務局にて現地確認をさせていただいております。

どうぞよろしくお願いいたします。

議 長 議案第33号につきましては、玉谷委員と久保田委員に現地確認を行って頂

きましたが、代表して玉谷委員から現地の状況について報告願います。

玉谷委員 議案第 33 号につきましては、現地を確認しましたが、農地の耕作について問題はありませんでした。

議 長 ただ今、事務局及び玉谷委員から説明・報告がありました、議案第 33 号について、何かご質問等はございますか。

議 長 ご質問もないようですので採決に移ります。
議案第 33 号を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手です。よって、議案第 33 号は承認されました。

議 長 日程第 4 議案第 34 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題とします。
それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 (説 明)

議案第 34 号について説明いたします。

1 番につきまして説明いたします。

参考資料は 7～9 ページです。

譲受人・譲渡人は議案のとおり、申請地は、七宝町下之森七反田地内の田で、駐車場兼資材置場への転用で、所有権移転となっております。

譲受人は、名古屋市中川区に本社を置き、建築工事業を営んでおります。昨年、事業を拡大し、土木工事業の認可を受けましたが、既存の資材置場は建築工事用の敷地しかないため、申請地に土木工事用の駐車場兼資材置場を新設するための申請となっております。

一般基準も満たしており、立地基準においては、住宅等が連たんしている区域に近接する区域の農地で 10ha 未満であるもので、農地区分は、第 2 種農地に区分されます。業務上必要な施設で、集落に接続しているため、転用の許可が見込めます。

つづきまして、2 番につきまして説明いたします。

参考資料は 10～12 ページです。

借受人・貸渡人は議案のとおり、申請地は、七宝町桂郷内地内の田で、資材置場への転用で、賃借権設定となっております。

借受人は、七宝町秋竹地内に本社を置き、建築工事業を営んでおります。あま市内を中心に建築工事現場を請け負っていますが、蟹江町、津島市での工事

依頼が増加しており、七宝町安松地内にある既存の資材置場では不足しているため、申請地に資材置場を新設するための申請となっております。

一般基準も満たしており、立地基準においては、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地で、農地区分は、第3種農地に区分されます。第3種農地のため、転用の許可が見込めます。

つづきまして、3番につづきまして説明いたします。

参考資料は13～15ページです。

譲受人・譲渡人は議案のとおり、申請地は、中橋五反地地内の田で、一般個人住宅への転用で、所有権移転となっております。

生活環境変化に伴い、現在の居宅が手狭となったため、分家住宅を建設するための申請となっております。

一般基準も満たしており、立地基準においては、住宅等が連たんしている区域に近接する区域の農地で10ha未満であるもので、農地区分は、第2種農地に区分されます。周辺の他の土地を利用することが困難なため、転用の許可が見込めます。

つづきまして、4番及び5番につづきまして説明いたします。

参考資料は16～18ページです。

譲受人・譲渡人は議案のとおり、申請地は、七宝町伊福江向地内の田で、駐車場への転用で、4番が所有権移転及び5番が使用賃借権設定となっております。

議案番号は権利の種類が異なるため、2つに分けておりますが、申請は1つで申請されておりますので、同時に説明いたします。

申請者は、名古屋市中川区に本社を置き、主に福祉関係の自動車販売、賃貸、整備業を営んでおります。現在申請地北側で、整備工場及び販売・賃貸用車両の駐車場を稼働させておりますが、業務の拡大に伴い、既存の敷地では不足しているため、一体で利用する駐車場を設置するための申請となっております。

一般基準も満たしており、立地基準においては、住宅等が連たんしている区域に近接する区域の農地で10ha未満であるもので、農地区分は、第2種農地に区分されます。周辺の他の土地を利用することが困難なため、転用の許可が見込めます。

議案は次のページをお願いします。

つづきまして、6番につづきまして説明いたします。

参考資料は19～21ページです。

賃借人・賃貸人は議案のとおり、申請地は、石作中小路地内の田で、工事現場事務所への一時転用で、賃借権設定となっております。

賃借人は、名古屋市中区に本社を置き、土木建築工事業を営んでおります。先般、申請地の東隣で許可のあった会社の建設工事を請け負ったので、工事期間中、工事現場事務所として使用するための申請となっております。なお、申請前に使用開始したため、顛末書を提出させております。

一般基準も満たしており、立地基準においては、10ha以上の一団の農地で、農地区分は、甲種農地に区分されます。周辺の他の土地を利用することが困難なため、転用の許可が見込めます。

これらにつきましては、2月24日に海部農林水産事務所と現地調査をさせていただいております。また、2月22日には玉谷委員と久保田委員とで現地調査をさせていただいております。

どうぞよろしくお願いいたします。

議 長 議案第34号につきましては、玉谷委員と久保田委員で現地確認を行って頂きましたが、代表して玉谷委員から現地の状況について報告願います。

玉谷委員 議案第34号につきましては、現地を確認しましたが、農地の耕作について問題はありませんでした。

議 長 ただ今、事務局及び玉谷委員から説明・報告がありました、議案第34号について、何かご質問等はございますか。

議 長 ご質問もないようですので採決に移ります。
議案第34号を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手です。よって、議案第34号は承認されました。

議 長 日程第5 議案第35号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について」を議題とします。
それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 (説 明)
議案第35号について説明いたします。
農地所有者につきましては4名、貸付地は5筆、借受人は3名となっております。
以上です。

議 長 ただ今、事務局から説明がありました、議案第35号について、何かご質問等はございますか。

議 長 ご質問もないようですので採決に移ります。
議案第35号を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手です。よって、議案第 3 5 号は承認されました。

議 長 日程第 6 報告第 3 4 号「農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について」、報告第 3 5 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について」、報告第 3 6 号「農地法第 1 8 条第 6 項の規定による届出について」、報告第 3 7 号「買受適格証明願について」、報告第 3 8 号「農地改良届について」、報告第 3 9 号「賃借料情報について」を事務局から一括報告願います。

事務局 (報 告)

議 長 以上で本会の会議に付議された事案は、すべて議了しました。
よって閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。
以上で本日の議事は、すべて終了いたしました。長時間にわたりご苦労さまでした。
次回の農業委員会でございますが、3 月 2 0 日 (月) 午前 1 0 時からの予定ですが、場所はこれまでと違い、シルバーカレッジでの開催となりますので、次回開催通知に地図を同封させていただきます。

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためにここに署名する。

令和5年3月10日

議 長 三輪 光雄

署 名 委 員 木村 治彦

署 名 委 員 鈴木 良法